

主な調査結果

多くの自治体で「障害福祉・社会福祉関連部署」が障害者スポーツを所管

都道府県では、45 道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、残りの 2 都県(東京都、佐賀県)が「首长部局のスポーツ担当部署」、市区町村では、およそ 7 割が「障害福祉・社会福祉関連部署」、2 割が「教育委員会等のスポーツ担当部署」であった。人口 50 万人未満の市区町村では、人口規模が大きいほど、スポーツ担当部署が所管する割合が高い傾向がみられた。【図表 1-1、1-13、1-14】

都道府県は競技会中心、市区町村はレクリエーション中心の事業展開

障害者スポーツ振興に関する事業については、都道府県では、「障害者スポーツの競技大会」「全国障害者スポーツ大会への選手派遣」「障害者スポーツ指導者養成講習会」の順で多く、市区町村では、「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」「障害者スポーツの競技大会」「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」の順が多かった。また、障害者スポーツ・レクリエーションに関する事業、専用施設の運営については、人口規模が大きいほど、実施している市区町村の割合が高い傾向がみられた。【図表 1-2、1-15、1-17】

都道府県は障害者スポーツ団体、市区町村は社会福祉協議会との連携が盛ん

事業実施の協力団体や委託先については、都道府県では、「障害者スポーツ協会」「障害者スポーツ指導者組織」が多く、市区町村では、「市区町村社会福祉協議会」「障害者の当事者団体、家族会等」が多かった。また、人口規模が小さいほど、市区町村社会福祉協議会と協力している市区町村の割合が高い傾向がみられた。【図表 1-3、1-18、1-20】

大規模自治体ほど多様な障害種に対応。「発達障害」に対応の自治体は少数

「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「知的障害」「精神障害」については、ほとんどの都道府県で対象事業を行っている。市区町村では、「視覚障害」を対象とした事業を行っている割合は約 6 割、「聴覚障害」約 7 割、「肢体不自由」約 9 割、「知的障害」約 7 割、「精神障害」約 5 割であった。また、「発達障害」を対象とした事業は、15 の都道府県、約 3 割の市区町村での実施であった。【図表 1-4、1-21】

公共スポーツ施設における配慮は利用料減免、バリアフリー化が中心

公共スポーツ施設における障害者への配慮については、34 の都道府県、およそ 5 割の市区町村が、施設利用料の減免、41 の都道府県、およそ 9 割の市区町村が施設のバリアフリー化を行っていた。一方で、対応マニュアルの整備、スタッフの研修、専門知識があるスタッフの配置等、ソフト面の充実に関する配慮は、ごく一部の自治体にとどまった。また、公共スポーツ施設に指定管理者制度を導入している一部の自治体では、指定管理者に示す仕様書や要求水準において、障害者向け教室開催、スタッフの研修、専門知識があるスタッフの配置等を求めている。【図表 1-10、1-12、1-33、1-38】

障害者スポーツを推進する体制や事業は自治体によりさまざま

障害者スポーツの推進体制は、自治体によりさまざまだが、各地で特徴的な取り組みがみられる。東京都では、障害者スポーツをスポーツ行政に一元化し、全国初の障害者スポーツの振興計画を策定した。山口県では、全国障害者スポーツ大会開催を契機に、障害者スポーツ振興体制の強化を図っている。東京都葛飾区では、教育委員会で障害者スポーツを所管し、独自に障害者スポーツ指導者を養成している。